

平成 29 年 パーフェクト行政書士 過去問題集

(3814)

【法改正・正誤のお知らせ】

平成 29 年 9 月 12 日
 (株)住宅新報社
 出版・企画グループ
 TEL.03-6403-7806

【法改正等】 上記書籍に、以下のような法改正等による修正が生じたので、お知らせいたします。

ページ・位置	改正前	改正後
P168 問題 26 冒頭に追加	改題	
同肢 2 下 1 行目	異議申立て	不服申立て
P259 問題 7 肢 5 下 6 行目「現在,」から下 1 行目末尾	削除	
P316 問題 48 肢 5 下 1 行目	<u>(15 年 1 月 1 日現在の住民基本台帳人口で計算すれば格差は 3 倍を超える)</u>	削除
P483 問題 55 肢 4 解説末尾に追加	(同法は、平成 28 年 6 月 19 日施行の改正により、18 歳以上であれば、選挙運動もできるようになった。)	
P526 問題 26 肢 2 下 4 行目～下 1 行目末尾までを差替え	国家公務員の懲戒処分は、任命権者が行う(同法 84 条 1 項)。そして、懲戒処分を受けた職員は、人事院に対してのみ審査請求をすることができる(同法 90 条 1 項)。任命権者に対して不服申立てをすることはできない。	
P527 問題 26 肢 5 下 3 行目	<u>第 4 章</u> までの	第 4 章の 2 までの

【正誤】 上記書籍に、以下のような正誤が見つかりましたので、訂正ください。誤りにつきましましては、謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置	誤	正
P250「解答一覧」の問題 24	<u>5</u>	1
P251 問題 1 下 13 行目	共通な <u>内容</u> に	共通な <u>文言</u> に
P252 問題 2「ア」下 4 行目	(<u>青年</u>)	(成年)
同下 1 行目	<u>条例</u>	条文
P253 問題 3 肢 2 下 3 行目	法的性質を	法的性質は、 任命行為によって任命は完了していると考えられているので、
P283 問題 24「正解」	<u>5</u>	1
P283 問題 24 肢 1 の 1 行目	<u>正しい。</u>	誤り。
P284 問題 24 肢 5 の 1 行目	<u>誤り。</u>	正しい。
P298 問題 33 肢 2 の 1 行目「キーポイント」欄	<u>履行不能</u>	債務不履行
P298 問題 33 肢 2 下 3 行目	<u>履行不能</u>	債務不履行
P302 問題 36「正解」	<u>3</u>	2
同肢 2 の 1 行目	<u>正しい。</u>	誤り。
同肢 2 の 1 行目「キーポイント」欄	→ <u>民</u> の順で	→ 民法 の順で
同肢 3 の 1 行目	<u>誤り。</u>	正しい。
P311 問題 44 解説 8 行目	<u>禁固</u>	禁錮
P652 問題 54 肢 1 下 3 行目	5000 件 <u>以上の</u>	5000 件を こえる